

航空交通管制機器等保守について

資料 4 参考

概要

航空保安無線施設等の保守は、航空の安全かつ円滑な運航を確保するため、航空保安無線施設等が常に安定的に稼働できるよう、定期点検による早期点検・早期修繕の予防保全的管理や障害時の緊急対応を年間を通じ実施している。

●定期点検



●緊急点検(深夜の空中線系障害)



●緊急点検(凍結による障害)



●緊急点検(障害部位の特定作業)



民間競争入札の実施計画

- 平成23年度(実施済み)
東京国際空港、成田国際空港、鹿児島空港の各空港が管轄するブロック
- 平成24年度(実施予定)
新千歳空港、大阪空港、福岡空港の各空港が管轄するブロック
- 平成25年度(実施予定)
仙台空港、中部空港、那覇空港の各空港が管轄するブロック

民間競争入札の導入効果

昨年、民間競争入札の導入に際し、下記のとおり、応札者拡大を図った。

- ①複数年契約により初期投資のリスクを緩和
- ②競争参加資格要件の緩和
(専門能力取得に必要なカリキュラムの改善)
- ③パブリックコメントによる実施要項案のHP上公表及び航空局内出入りの業者への広報等事前周知を実施
- ④グループによる応札を可能

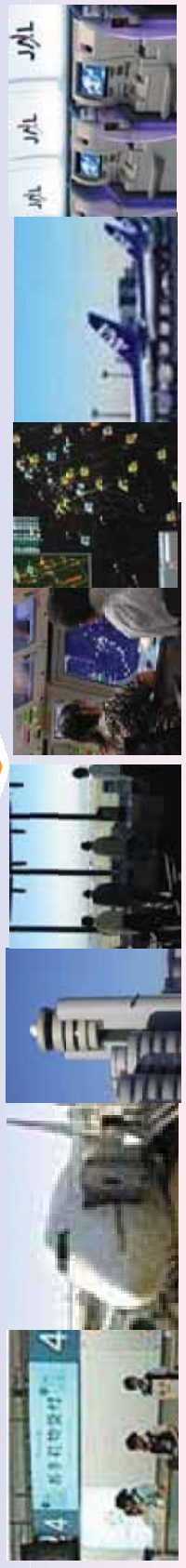
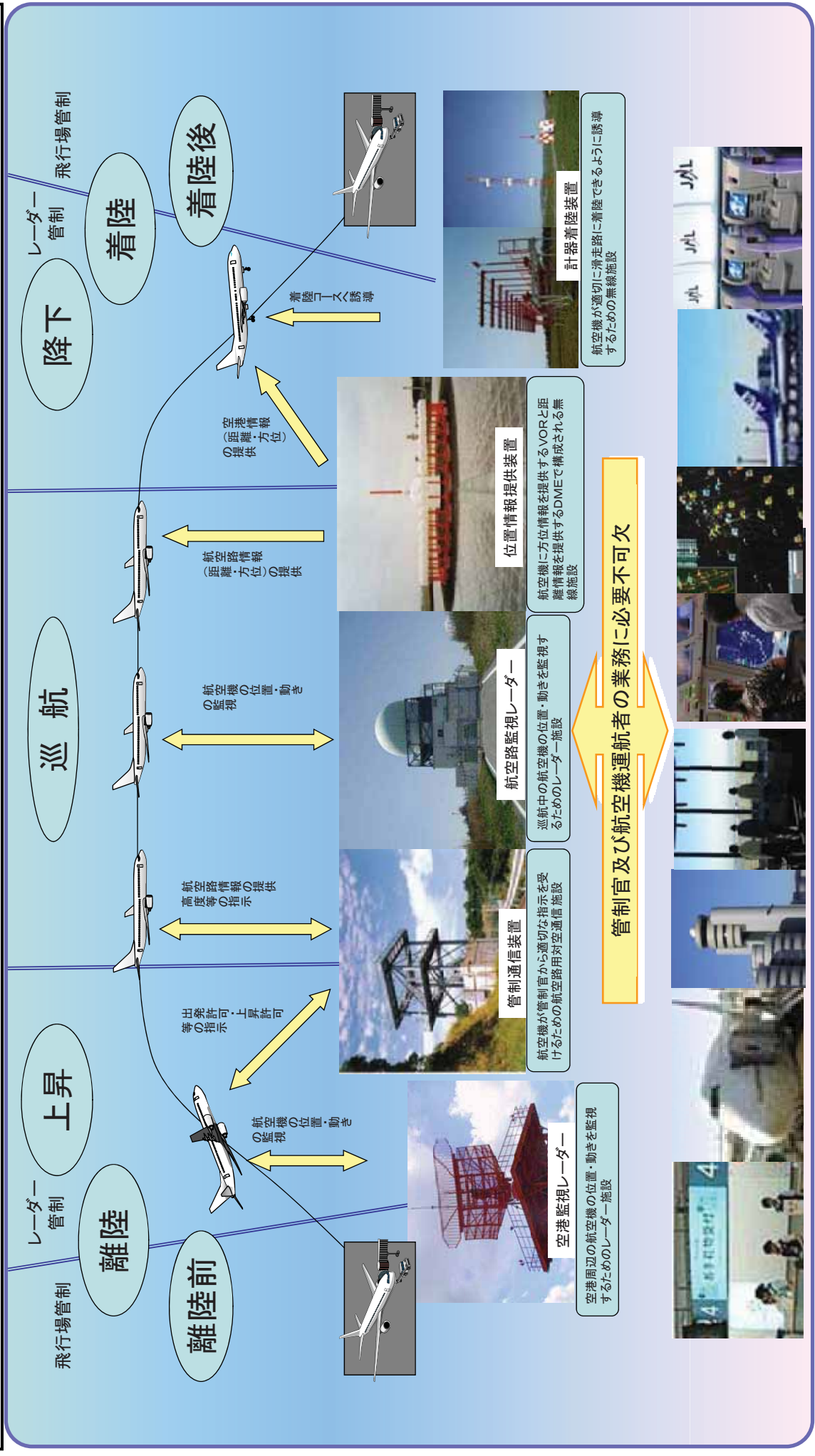
この結果、

残念ながら、すべて1者応札であったが、市場化テスト導入に伴う応札者数増の危機感からか、落札率が低下
(3空港平均で 94.59% → 93.22%)

以上のことから、民間競争の導入については、「一定の効果」があったと考えている。

(参考) 航空保安無線施設等(主要な無線施設の例)

航空保安無線施設等とは、航空機を監視するためのレーダー、電波により航空機により航空機に最終着陸コースを提供する計器着陸装置等、航空機の出発、巡航、到着を監視・誘導するための無線施設であり、現在の航空機の運航は航空保安無線施設なくして実施することは不可能である。



航空交通管制機器等保守請負に係る競争性拡大の対応

【応募要件緩和状況】

	H19	H20	H21	H23
保守体制（必要な専門能力）の緩和	競争参加資格審査時点では2名とも専門能力取得者の配置を規定 ↓ 1名については契約後に研修を行い、専門能力を習得しても可とした	機器の信頼性が向上したことに伴い、研修カリキュラムの内容を精査し約22%削減		市場化テスト導入を期に研修カリキュラムの大幅な改善を実施し、60%以上削減
保守業務実績の有効年数の緩和及び撤廃	過去5年間の有効年数 ↓ 過去10年間の有効年数に緩和	過去年数に関係なく、保守業務実績があれば可とした		
保守業務実績の資格緩和			保守実績に必要な国家資格について、第1・2級陸上無線技術士若しくは第1級総合無線通信士の限定を撤廃	

【民間参入の周知・啓蒙状況】

- 地方局HPにおける事業内容の掲載
- 局内に入入りする航空関係事業者への事業内容説明
- (財)航空保安施設信頼性センターによるセミナー開催

【実施要項の工夫】

- 総合評価項目及び配点の改善